

東日本大震災・福島原発事故 によって
大阪にお住まいのみなさまへ

被災者支援法＆原発賠償説明会 + なんでも相談会

必要な方は、お申込の際にお伝えください



託児が必要な方

ご参加無料

会 場

大阪弁護士会館
2階203・204会議室

日 時

平成25年3月9日(土)

午後1時～午後4時

詳しいお時間は、裏面をご覧ください。

お申込

06-6364-1248

受付時間：平日（月～金）午前9時～午後5時

「原発事故子ども・被災者支援法」が制定されました

昨年6月に、「原発事故子ども・被災者支援法」が制定されました。そこで、この法律が何を定めているのか、今後避難者にとってどのような影響があるのか、また避難者や支援者がなすべきことは何か、などについて説明を行います。併せて、原発ADRの現状や今後の見通しについても説明を行います。

震災発生から2年を経過しようとしているこの時期に、「支援法」と原発賠償の双方について、最新の動向の説明会を行いますので、ぜひご利用ください。

被災者支援法 & 原発賠償説明会

午後1時～午後2時（予定）

原発事故子ども・被災者支援法には、多くの事柄が盛り込まれました。しかし、今後、これらを具体化していかなければ、実際の支援にはつながりません。そこで、支援法の仕組みや今度なすべきことについて説明を行います。また、原発ADRの現状と、これを踏まえて今後どのように賠償請求していくかについても説明します。

なんでも相談会

午後2時～午後4時（予定）

前プログラムから引き続き、原発事故に関わる賠償請求について、原発ADRなど賠償請求の方法や具体的な内容について詳しくご相談をいただけます。

また、支援法に関することを含め、東日本大震災にかかる相談であれば、「なんでも」対応いたしますので、お気軽にご相談ください。

ハンドマッサージ

→ ボランティアチーム（アロマテラピー有志の会カルミア）による無料ハンドマッサージをご用意しております。是非、ご利用ください。

会場案内



■大阪弁護士会館

〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車
出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車
1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車
26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車
徒歩約15分